

平成29年度 佐久市防災会議次第

日時 平成30年2月19日(月)

午後2時00分から

場所 佐久消防署 3階 講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 水防法等の一部改正に伴う佐久市地域防災計画の修正について

・・・資料1

4 報 告

(1) 業務継続計画（BCP）について・・・資料2

(2) 防災マップについて・・・資料3

(3) 災害時要配慮者に関する協定について・・・資料4

(4) その他

5 閉 会

佐久市防災会議委員名簿

| | 職 名 | 氏 名 | 代理出席者等 | |
|----|-----------------------------|-----------|-------------------|------|
| | 佐久市長 | 柳 田 清 二 | | 会長 |
| 1 | 東信森林管理署長 | 澤 山 秀 尚 | | 1号委員 |
| 2 | 佐久地域振興局長 | 井 出 英 治 | 総務管理課長補佐 鷹野 裕司 | 2号委員 |
| 3 | 佐久建設事務所長 | 坂 下 伸 弘 | 整備課長 小林 政広 | 2号委員 |
| 4 | 佐久保健福祉事務所長 | 小 林 良 清 | 課長補佐 谷津 勇人 | 2号委員 |
| 5 | 佐久警察署長 | 横 尾 俊 彦 | 警備係長 武田 秀明 | 3号委員 |
| 6 | 副市長 | 小 池 茂 見 | | 4号委員 |
| 7 | 教育長 | 糊 澤 晴 樹 | | 5号委員 |
| 8 | 佐久広域連合消防本部消防長 | 小 平 学 | | 6号委員 |
| 9 | 佐久市消防団長 | 小 平 申 一 | | 7号委員 |
| 10 | 東日本高速道路(株) 関東支社 佐久管理事務所長 | 久 保 竜 志 | 副所長 池田 正明 | 8号委員 |
| 11 | 東日本旅客鉄道(株) 長野支社小海線営業所長 | 油 井 博 志 | | 8号委員 |
| 12 | 東日本電信電話(株) 長野支店設備部災害対策室長 | 山 田 青 治 | 主査 重田 潤一 | 8号委員 |
| 13 | 日本郵便(株) 佐久郵便局長 | 石 田 清 孝 | 総務部 課長 寺島 隆文 | 8号委員 |
| 14 | 佐久市赤十字奉仕団委員長 | 依 田 賢 一 | | 8号委員 |
| 15 | 中部電力(株) 佐久営業所長 | 荒 井 広 幸 | | 8号委員 |
| 16 | 千曲バス(株) 常務取締役 | 木 内 美 喜 雄 | 取締役 総務部長 土屋 智 | 8号委員 |
| 17 | 長野都市ガス(株) 東信支店長 | 倉 島 昭 | | 8号委員 |
| 18 | (社) 佐久医師会長 | 小 松 正 彦 | 事務 佐藤 伸志 | 8号委員 |
| 19 | 佐久水道企業団局長 | 畠 山 隆 志 | 総務課長 関口 光浩 | 8号委員 |
| 20 | 佐久市建設業協会会長 | 丸 山 悦 二 郎 | | 8号委員 |
| 21 | (福) 佐久市社会福祉協議会長 | 佐 藤 悦 生 | | 8号委員 |
| 22 | 佐久浅間農業協同組合 代表理事組合長 | 井 出 健 | 総務課長 花里 康徳 | 8号委員 |
| 23 | 佐久商工会議所会頭 | 檜 山 徹 | 総務課長 宮川 俊一 | 8号委員 |
| 24 | (社) 佐久青年会議所理事長 | 市 川 哲 央 | | 8号委員 |
| 25 | 佐久市区長会 会長 | 伊 藤 雅 章 | | 8号委員 |
| 26 | 佐久市区長会 副会長 | 秋 山 一 雄 | | 8号委員 |
| 27 | 佐久市区長会 副会長 | 吉 澤 剛 己 | | 8号委員 |
| 28 | 佐久市区長会 副会長 | 吉 岡 道 明 | | 8号委員 |
| 29 | 佐久市区長会 副会長 | 神 津 五 人 | | 8号委員 |
| 30 | 佐久市区長会 副会長 | 渡 辺 一 夫 | | 8号委員 |
| 31 | 佐久市区長会 副会長 | 丸 山 和 之 | | 8号委員 |

| | | | | |
|----|-----------------------------|---------|--|------|
| 32 | (社) 長野県看護協会佐久支部長 | 細 萱 信 子 | | 8号委員 |
| 33 | (社) 佐久薬剤師会長 | 大 森 健 | | 8号委員 |
| 34 | NTT ドコモショップ佐久平店長 | 木 次 聖 | | 8号委員 |
| 35 | (社) 長野県トラック協会 佐久地区輸送協議会長 | 早川 多津男 | | 8号委員 |
| 36 | 佐久市男女共生ネットワーク会長 | 元 吉 純 子 | | 8号委員 |
| 37 | 佐久市身体障害者福祉協会会長 | 小 林 壽 夫 | | 8号委員 |
| 38 | 佐久市保育協会会長 | 松川 たか子 | | 8号委員 |
| 39 | 佐久市老人クラブ連合会長 | 花 岡 文 夫 | | 8号委員 |
| 40 | 佐久市民生児童委員協議会長 | 小 平 實 | | 8号委員 |

平成29年度 佐久市防災会議 席表

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|------------------------|---------|---------------|-----|-----|--------|------------|----------|----------|----------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 佐久市赤十字奉仕団委員長 | 日本郵政(株)佐久郵便局長 | 東日本電信電話(株)長野支店設備対策室長 | 東日本旅客鉄道(株)長野支店小海線営業所長 | 東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所長 | 佐久市消防団長 | 佐久広域連合消防本部消防長 | 教育長 | 副市長 | 佐久警察署長 | 佐久保健福祉事務所長 | 佐久建設事務所長 | 佐久地域振興局長 | 東信森林管理署長 |

要約筆記者
要約筆記者
要約筆記者

スクリーン

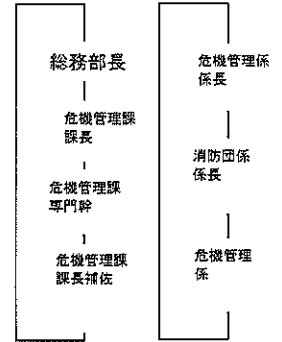
手話通訳者

会長(市長)

傍聴席

- 中部電力(株)佐久営業所長
- 千曲バス(株)常務取締役
- 長野都市ガス(株)東信支店長
- 社佐久医師会長
- 佐久水道企業団局長
- 佐久市建設業協会会長
- (福)佐久市社会福祉協議会長
- 佐久民間農業協同組合代表理事組合長
- 佐久商工会議所会頭
- 社佐久青年会議所理事長
- 佐久市区長会 会長(望月地区)
- 佐久市区長会副会長(浅間地区)

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|--------------------|------------------------|-----------------|----------------|-----------|--------------|---------------|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 佐久市区長会副会長(野沢地区) | 佐久市区長会副会長(中込地区) | 佐久市区長会副会長(東地区) | 佐久市区長会副会長(臼田地区) | 佐久市区長会副会長(浅科地区) | (社)長野県看護協会佐久支部長 | (社)佐久薬剤師会長 | (株)NTTドコモショップ佐久平店長 | (社)長野県トラック協会佐久地区輸送協議会長 | 佐久市男女共生ネットワーク会長 | 佐久市身体障害者福祉協会会長 | 佐久市保育協会会長 | 佐久市老人クラブ連合会長 | 佐久市民生児童委員協議会長 |



出入口

出入口

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う佐久市地域防災計画の修正について

1 背景・目的

平成27年9月関東・東北豪雨における鬼怒川の氾濫や、平成28年8月台風10号による岩手県大泉町の高齢者グループホーム入所者の逃げ遅れなど、水害等で多くの方が犠牲となっています。

このことから、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、国では、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」の一部を改正し、「要配慮者利用施設※¹の施設管理者等が避難確保計画※²の作成等を実施すること」が義務または努力義務となりました。

この改正により、佐久市では、現在、長野県が浸水想定区域として指定している4河川(千曲川・湯川・志賀川・滑津川)において、「千曲川が法による義務化」となり、「その他の河川は、努力義務」となりました(長野県河川課による指導)。

また、土砂災害警戒区域または特別警戒区域は、義務化となりました。

※1 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療機関等防災上の配慮を要する方が利用する施設。

※2 避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。

必要な事項: 防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育・訓練の実施等。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

2 市地域防災計画の修正

(1) 市地域防災計画の修正

第2編 風水害対策編 第2章 災害予防計画

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第8節 水防活動計画（佐久市地域防災計画 91ページ）</p> <p>4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施 【第6編資料編】資料1-10に示す浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施をすること。 なお、県の指定する河川（千曲川）は、実施が義務。その他の河川（湯川・志賀川・滑津川）は、努力義務とする。</p> <p>第20節 土砂災害等の災害予防計画（佐久市地域防災計画 121ページ）</p> <p>6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策 （3）【第6編資料編】資料1-11に示す土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を義務とすること。</p> <p>第24節 河川施設等災害予防計画（佐久市地域防災計画 128ページ）</p> <p>4 浸水想定区域内の災害予防 （3）浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> | <p>第8節 水防活動計画（佐久市地域防災計画 91ページ）</p> <p>4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難誘導訓練等の実施資料1-10に示す浸水想定区域内にある要配慮者施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、洪水時における避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>第20節 土砂災害等の災害予防計画（佐久市地域防災計画 121ページ）</p> <p>6 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策 （（3） 記載無し）</p> <p>第24節 河川施設等災害予防計画（佐久市地域防災計画 128ページ）</p> <p>4 浸水想定区域内の災害予防 （3）浸水想定区域内の要配慮者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> |

3 要配慮者利用施設の管理者等が実施すること

(1) 避難確保計画の作成

施設管理者等は、施設利用者の迅速な避難の確保を図るため、主体的に**避難確保計画を作成することが義務または努力義務**となりました。

(2) 市への報告

施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市へ報告する必要があります。

(3) 避難訓練の実施

施設管理者等は、**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施することが義務または努力義務**となりました。

4 市が実施すること

(1) 避難確保計画作成の支援

市は、施設管理者等に対し、避難確保計画の作成を支援します。

(2) 避難確保計画の確認

市は、施設管理者等が作成した計画を確認し、必要に応じて助言等を行います。

(3) 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

市は、計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを指示し、正当な理由が無くその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

(4) 避難訓練実施の支援

市は、施設管理者等に対し、避難訓練の実施について支援します。

1-10 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設 (43施設)

(健康づくり推進課、高齢者福祉課、福祉課、子育て支援課、学校教育課調べ)

| 施設名 | 種別 | 住所 | 計画作成等 | 備考 |
|------------------------|--------------|-------------------------------|-------|------------|
| 1 くらさわ病院 | 病院 | 中込1-17-8 | 義務 | 千曲川 |
| 2 ウェルガーデン佐久 | 軽費老人ホーム | 野沢333-1 | 義務 | 千曲川 |
| 3 JA佐久浅間あおぬまの家 | 老人デイサービスセンター | 入沢265-2 | 義務 | 千曲川 |
| 4 佐久市あいとびあ白田デイサービスセンター | 老人デイサービスセンター | 下越16-5 | 義務 | 千曲川 |
| 5 宅老所若草 | 老人デイサービスセンター | 中込1133-1 | 義務 | 千曲川 |
| 6 宅老所野菊 | 老人デイサービスセンター | 中込1133-14 | 義務 | 千曲川 |
| 7 宅幼老所のざわ | 老人デイサービスセンター | 野沢219-17 | 義務 | 千曲川 |
| 8 宅老所およりなんし | 老人デイサービスセンター | 野沢323-31 | 義務 | 千曲川 |
| 9 JA佐久浅間デイサービスセンターひだまり | 老人デイサービスセンター | 桜井671-1 | 義務 | 千曲川 |
| 10 中込デイサービスセンター | 老人デイサービスセンター | 中込3-2-8 | 義務 | 千曲川 |
| 11 宅老所露風庵 | 老人デイサービスセンター | 中込3-19-4 | 義務 | 千曲川 |
| 12 結いの里千曲デイサービス | 老人デイサービスセンター | 伴野2024-2 | 義務 | 千曲川 |
| 13 安寿苑 | 介護老人保健施設 | 中込1-17-8 | 義務 | 千曲川 |
| 14 結いの里千曲 | 有料老人ホーム | 伴野2898-1 | 義務 | 千曲川 |
| 15 ケアホームさざなみ | 有料老人ホーム | 中込3-15-8 ケイジ 地域サポートセンター#4階 | 義務 | 千曲川 |
| 16 ハートリッチぬくもり | 有料老人ホーム | 中込3-21-8 豊林シハ ビル#1階 | 義務 | 千曲川 |
| 17 ケアホームせせらぎ | 有料老人ホーム | 中込3-15-8 ケイジ 地域サポートセンター#3階 | 義務 | 千曲川 |
| 18 シルバーハウスひだまり | 有料老人ホーム | 中込3-5-5 | 義務 | 千曲川 |
| 19 四季のベンチ | 小規模多機能型居宅介護 | 佐久市下越612-1 | 義務 | 千曲川 |
| 20 サングリモ中込(シルバーサロン) | 総合事業通所型サービスA | 中込1-19-2 | 義務 | 千曲川 |
| 21 ケイジン健康運動センター | 総合事業通所型サービスA | 中込3-19-8 | 義務 | 千曲川 |
| 22 白田共同作業センター | 障害者就労訓練B型 | 下越16-5 | 義務 | 千曲川 |
| 23 ケイジンピアサポートセンター中込 | 障害者支援施設 | 中込3-15-8 | 義務 | 千曲川 |
| 24 中込共同作業センター | 地域活動支援センター | 中込1-19-2 | 義務 | 千曲川 |
| 25 ワークサポートこすもす石神 | 障害者自立訓練施設 | 中込1273-2 | 義務 | 千曲川 |
| 26 野沢の家2号棟 | グループホーム | 原498-1 | 義務 | 千曲川 |
| 27 相喜寮 | グループホーム | 田口5976-4 | 義務 | 千曲川 |
| 28 野沢の家 | グループホーム | 原498-1 | 義務 | 千曲川 |
| 29 サングリモ中込つどいの広場交流センター | つどいの広場 | 中込1-19-2 | 義務 | 千曲川 |
| 30 ちびっこ元気クラブ | 放課後児童クラブ | 中込465-1 | 義務 | 千曲川 |
| 31 中込第二保育園 | 保育園 | 中込1790 | 義務 | 千曲川 |
| 32 中込第一保育園 | 保育園 | 中込3-24-5 | 義務 | 千曲川 |
| 33 聖愛保育園 | 保育園 | 原267-1 | 義務 | 千曲川 |
| 34 野沢児童館 | 児童館 | 原270-24 | 義務 | 千曲川 |
| 35 中込児童館 | 児童館 | 中込484-1 | 義務 | 千曲川 |
| 36 下越児童館 | 児童館 | 下越248-12 | 義務 | 千曲川 |
| 37 野沢小学校 | 小学校 | 取出町472-3 | 義務 | 千曲川 |
| 38 中込小学校 | 小学校 | 中込491 | 義務 | 千曲川 |
| 39 野沢中学校 | 中学校 | 野沢335-1 | 義務 | 千曲川 |
| 40 中込中学校 | 中学校 | 平賀2313 | 義務 | 千曲川 滑津側 |
| 41 白田中学校 | 中学校 | 下越286-1 | 義務 | 千曲川 |

| 施設名 | 種別 | 住所 | 計画作成等 | 備考 |
|----------|---------|----------|-------|-----|
| 1 志賀の家 | グループホーム | 志賀5859-3 | 努力義務 | 志賀川 |
| 2 岩村田保育園 | 保育園 | 岩村田5088 | 努力義務 | 湯川 |

1-11 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設 (17施設)

(高齢者福祉課、福祉課、子育て支援課、学校教育課調べ)

| 施設名 | 種別 | 住所 | 備考 |
|--|----------|--------------|------------------------|
| 1 特別養護老人ホーム 佐久福寿園 佐久市岩村田デイサービスセンター | 老人福祉関係施設 | 佐久市岩村田4213 | 土砂災害警戒区域 |
| 2 アンの家 有料老人ホーム | 社会福祉施設 | 佐久市岩村田2213-7 | 土砂災害警戒区域 |
| 3 アクネス佐久平 | 老人福祉関係施設 | 佐久市三河田482-1 | 土砂災害警戒区域 |
| 4 ウェルハウスのぞみサンピア さんびあの家 デイサービスセンターのぞみサンピア | 老人福祉関係施設 | 佐久市根岸3203-2 | 土砂災害警戒区域 |
| 5 らいおんハート佐久ケアプランセンター らいおんハートリハビリ温泉デイサービス佐久 | 介護保健施設 | 佐久市前山321番3 | 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 |
| 6 有料老人ホーム 秋桜 | 社会福祉施設 | 佐久市内山5931-3 | 土砂災害警戒区域 |
| 7 宅老所よもぎの郷 住まい処 みまきの宿 | 社会福祉施設 | 佐久市蓬田681-1 | 土砂災害警戒区域 |
| 8 マリーゴールド宅幼老所 | 社会福祉施設 | 佐久市印内133-1 | 土砂災害警戒区域 |
| 9 寄合所文ちゃん家 | 社会福祉施設 | 佐久市布施489 | 土砂災害警戒区域 |
| 10 三河田の家I 三河田の家II | 障害者支援施設 | 三河田482-4 | 土砂災害警戒区域 |
| 11 佐久こまば学園 | 障害者支援施設 | 佐久市瀬戸70-2 | 土砂災害警戒区域 |
| 12 緑の牧場学園 | 障害者支援施設 | 佐久市八幡1115-67 | 土砂災害警戒区域 |
| 13 こまくさ寮 | 障害者支援施設 | 佐久市八幡1115-84 | 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 |
| 14 大沢保育園 | 児童福祉施設 | 佐久市大沢789-1 | 土砂災害警戒区域 |
| 15 高瀬保育園 | 児童福祉施設 | 佐久市鳴瀬1371 | 土砂災害警戒区域 |
| 16 佐久市平根小学校 | 学校施設 | 佐久市上平尾936 | 土砂災害警戒区域 |
| 17 佐久市高瀬小学校 | 学校施設 | 佐久市鳴瀬1350-1 | 土砂災害警戒区域 |

1 策定の背景と目的

- 大規模災害発生時における市の対応は、災害対策法第42条(※1)の規定に基づき定めた「佐久市地域防災計画」(※2)に沿って、防災関係機関などと連携し災害対策業務などを遂行することとしています。
- 市は、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密着した市民サービスを提供していることから、市民生活に必要な不可欠なサービスを災害時においても休止することなく継続することが求められています。
- 市役所が被災し、ヒト、モノ、情報、ライフラインなどが制約を受け、行政機能が低下した状況下においても、一定の業務を的確に継続してできるよう事前の対策が必要であることが

※1 災害対策基本法第42条：市地域防災計画の作成、修正などの規定
 ※2 地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市が実施すべき予防、応急、復旧・復興に至る業務を総合的かつ基本的に示した計画
 ※3 災害時業務継続計画：BCP：Business Continuity Plan(ビジネス コンティニュイティ プラン)
 Business=仕事 Continuity=継続 Plan=計画

2 災害時業務継続計画が目指す基本方針

- 非常時優先業務の実施
 災害発生時に市は、市民の生命、財産を保護し、市民生活への影響を最小限にとどめることが重要であることから、非常時優先業務(※1)を定める必要がある。
- 非常時優先業務のための資源確保
 非常時優先業務をするためには、発災時に確保できる資源(ヒト、モノ、情報、ライフラインなど)を最大限活用し、業務の継続と災害の早期復旧を図ることが必要である。
- 非常時優先業務のための体制確保
 業務継続の確保には、災害時業務継続計画を全庁体制で運用し、継続的に改善を加えることが重要である。

非常時優先業務 = 災害応急対策業務(※2) + 優先通常業務(※3)

※1 非常時優先業務：大規模な災害にあっても優先して実施しなければならない業務
 ※2 災害応急対策業務：地域防災計画の「各部及び班の事務分掌」に定められた全業務(3ページ参照)
 ※3 優先通常業務：災害応急対策業務以外の業務で、市の「事務処理規則、組織規則、教育委員会組織規則、教育委員会事務局処務規程」を基準として定めた業務(3ページ参照)
 [佐久市災害時業務継続計画イメージ図]



3 災害時業務継続計画策定による効果

- 災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなり行政機能不全に陥ることが想定されます。執行体制や業務開始目標時期などを明確にしておくことで、行政機能不全に陥ることを回避することができます。

4 地域防災計画と災害時業務継続計画との違い

| 項目 | 地域防災計画 | 災害時業務継続計画(BCP) |
|----------|---|--|
| 策定主体 | 市防災会議 | 市 |
| 計画の趣旨 | 災害に関する実施すべき事項、役割を災害予防、災害応急対策、災害復旧などに分類し規定しています。 | 発災時の様々な制約のなかで、非常時に行わなければならない業務開始目標時期まで実施できるようにしています。 |
| 対象業務 | 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を対象としています。 | 非常時優先業務を対象としています。 |
| 業務開始目標時間 | 想定していません。 | 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定めています。 |

5 想定する大規模災害

- 想定
 市で想定される自然災害には、各種災害(風水害、震災、火山災害等)があり、特に自然災害の中で突発的に起こりうる身近な災害の一つとして地震災害があります。県が平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査 報告書」では、県内主要活断層帯の内、6つの活断層による地震を想定し、被害状況などを公表しております。その中で最も当市に影響があるのは、「糸魚川-静岡構造線断層帯」の地震としており、その想定震度は、震度5強~6弱としています。
- 主な被害想定
 - ・建物被害…全壊・焼失20棟、半壊200棟(冬18時の強風時(※1))
 - ・人的被害(死者)…5人未満(夏12時の強風時(※2))
 - ・人的被害(負傷者)…50人(夏12時の強風時(※2))

※1 冬18時の強風時……佐久市の最大建物被害を想定している。
 ※2 夏12時の強風時……佐久市の最大人的被害を想定している。

6 災害時業務継続計画の重要な6要素

■災害時業務継続計画の中核となる重要6要素についてあらかじめ明記する。

- 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
市長の職務代行者を第3位まで明記及び職員の活動開始基準と参集体制を明記。
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
本庁舎が使用不能な場合の代替施設優先順位を2箇所を明記。
- 電気、水、食料等の確保
本庁舎、代替施設の電気(非常用電気)、食料等の備蓄を明記。
- 災害時における多様な通信手段の確保
市所有の通信機器概要等の状況を明記。
- 重要な行政データのバックアップ
市所有システム概要等を明記。
- 非常時優先業務の整理
非常時優先業務の全対策部の選定結果を明記。

7 非常時優先業務の選定結果集計

| 部名 | 業務種別/業務開始目標時期 | | 3時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 1ヶ月以内 | 1ヶ月以降 | 非常時優先業務数合計 |
|--------|---------------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|------------|
| | 業務数 | 割合(%) | | | | | | | |
| 全対策部合計 | 優先通常業務 | 業務数 | 79 | 61 | 30 | 46 | 46 | 13 | 275 |
| | | 割合(%) | 12.5 | 9.7 | 4.8 | 7.3 | 7.3 | 2.1 | 43.7 |
| | 災害応急対策業務 | 業務数 | 211 | 114 | 27 | 16 | 10 | 2 | 380 |
| | | 割合(%) | 55.5 | 30.0 | 7.1 | 4.2 | 2.7 | 0.5 | 100 |
| | 合計 | 業務数 | 290 | 175 | 57 | 62 | 56 | 15 | 655 |
| | | 割合(%) | 28.7 | 17.3 | 5.7 | 6.1 | 5.6 | 1.5 | 64.9 |

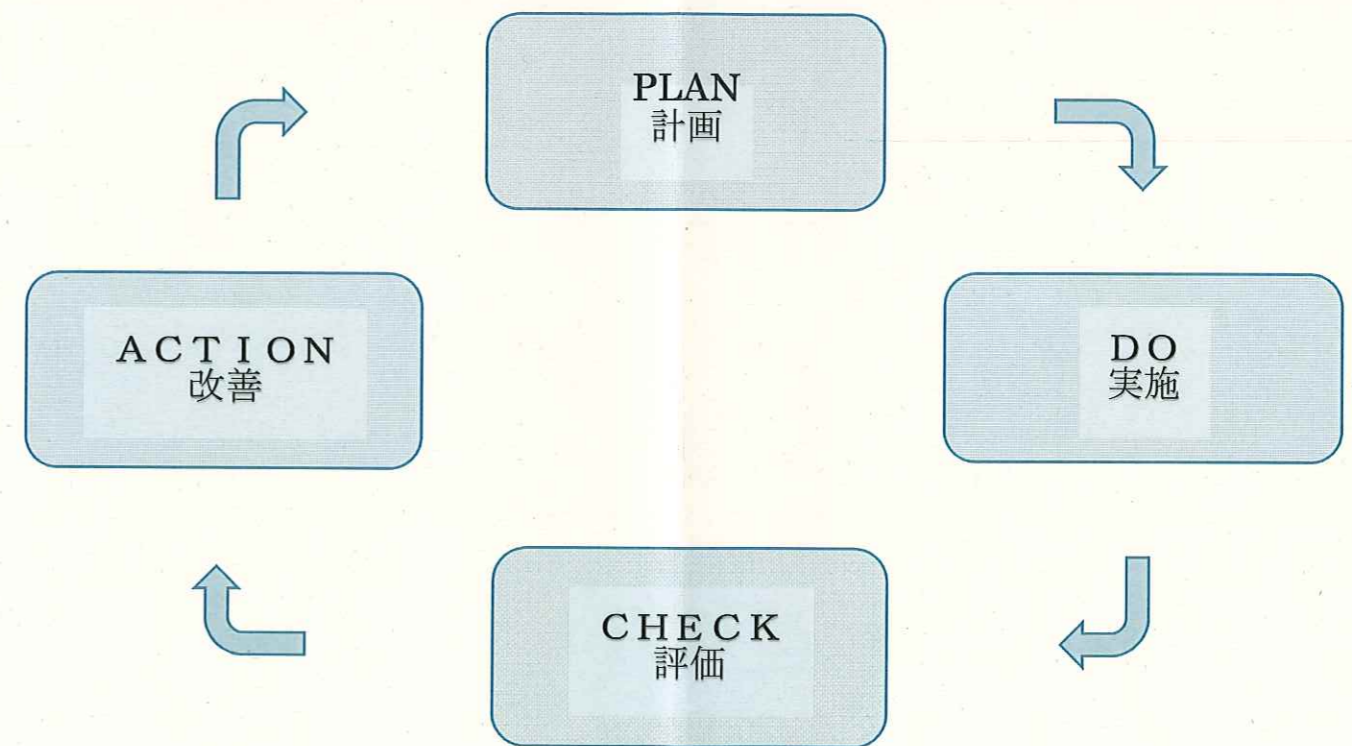
※ 平常時優先業務数は、優先通常業務では平常時業務630業務中275業務(43.7%)、災害応急対策業務では380業務中380業務(100%)、合計1,010業務中655業務(64.9%)となっています。

8 災害時業務継続計画の発動・解除

■対象となる危機状況は、風水害、震災、火山災害などの自然災害及び新型インフルエンザや武力攻撃などが発生した場合に本計画を発動し、災害応急対策が概ね完了した場合と災害対策本部長が認めたとき、本計画の実施を解除とします。

9 災害時業務継続計画の継続的改善

■災害時業務継続計画策定後もPlan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点に基づくPDCAの循環による継続的な改善を図ることが、業務継続計画の実効性を高めていくこととなります。



佐久市総務部 危機管理課 内線395

非常時優先業務

【総務対策部】

佐久市地域防災計画の「各対策部及び班の事務分掌」に定められた業務

| 災害応急対策業務（※2） | | | | | | | | |
|--------------|------------------------|-------|------|------|-------|-------|-------|------------|
| | 業務名 | 3時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 1ヶ月以内 | 1ヶ月以降 | 非常時優先業務（○） |
| | | | | | | | | |
| 危機管理班 | 本部の設置、会議及び閉鎖に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 災害に関する予報、警報等の伝達に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 指令その他本務長命令に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 避難勧告及び指示に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 無線通信の総括に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 被害情報の取りまとめ及び報告に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 県への連絡及び被害報告に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 災害救助法の事務、総括に関する事。 | | | | | | | ○ |
| 配備体制に関する事。 | | | | | | | ○ | |

【総務対策部】

佐久市の「組織条例等」を基準として定めた業務

| 優先通常業務（※3） | | | | | | | | |
|------------|-----------------|-------|------|------|-------|-------|-------|------------|
| | 業務名 | 3時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 1ヶ月以内 | 1ヶ月以降 | 非常時優先業務（○） |
| | | | | | | | | |
| 危機管理班 | 防災対策の総合調整に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 防災会議に関する事。 | | | | | | | |
| | 地域防災計画に関する事。 | | | | | | | |
| | 災害対策本部に関する事。 | | | | | | | ○ |
| | 防災行政無線に関する事。 | | | | | | | ○ |

佐久市の災害時応援協定等の状況

地方自治体等（13協定）

| | 協定名 | 締結先 | 締結日 | 備考 |
|----|-------------------------------|---|-----------|----|
| 1 | 長野県南佐久郡臼田町・群馬県甘楽郡南牧村消防相互応援協定 | 群馬県南牧村 | H7.7.1 | |
| 2 | 災害時における相互応援に関する協定 | 埼玉県和光市 | H7.9.24 | |
| 3 | 友好都市災害時相互応援に関する協定 | 静岡県静岡市 | H7.11.17 | |
| 4 | 災害時における相互応援に関する協定 | 群馬県高崎市 | H7.12.7 | |
| 5 | 銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定 | 神奈川県相模原市・秋田県能代市・岩手県大船渡市・鹿児島県肝付町・北海道大樹町・宮城県角田市 | H8.2.1 | |
| 6 | 長野県消防相互応援協定 | 県下市町村等 | H8.2.14 | |
| 7 | 長野県市町村災害時相互応援協定 | 県下市町村 | H8.4.1 | |
| 8 | 災害時における相互応援に関する協定 | 埼玉県朝霞市 | H23.10.21 | |
| 9 | 佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定 | 秋田県由利本荘市 | H24.2.8 | |
| 10 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 | H24.6.1 | |
| 11 | 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定 | 長野県 長野県市長会 長野県町村会 | H24.12.12 | |
| 12 | 佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定 | 神奈川県茅ヶ崎市 | H25.1.31 | |
| 13 | 災害時における相互応援に関する協定 | 愛知県岡崎市 神奈川県茅ヶ崎市 岐阜県関ヶ原町 | H25.7.1 | |

各種団体等（15協定）

平成30年2月16日現在

| | 協定名 | 締結先 | 締結日 | 備考 |
|----|--------------------------------|---------------------------------|-----------|----|
| 1 | 災害時における郵便局と佐久市の協力に関する協定 | 佐久市内郵便局代表 岩村田郵便局 | H9.2.21 | |
| 2 | 災害時の医療救護についての協定 | 社団法人 佐久医師会 | H12.4.1 | |
| 3 | 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定 | 社団法人 長野県建築士会佐久支部 | H20.4.8 | |
| 4 | 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 | 社団法人 長野県測量設計業協会 東信支部 | H20.4.8 | |
| 5 | 災害時における応急措置に関する協定 | 佐久市建設業協会 | H21.10.22 | |
| 6 | 災害時における被災者に対する防災活動に関する協定 | イオンリテール株式会社 イオン佐久平店 | H23.9.11 | |
| 7 | 災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 | 佐久市測量設計業連絡協議会 | H25.6.21 | |
| 8 | 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定 | 一般社団法人 長野県LPガス協会 長野LP協会 佐久支部 | H26.3.11 | |
| 9 | 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 | 長野県石油商業組合 長野県石油商業組合 佐久支部 | H26.12.25 | |
| 10 | 災害時等における放送の要請等に関する協定 | 株式会社エフエム佐久平 佐久ケーブルテレビ株式会社 | H27.1.19 | |
| 11 | 災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定 | 一般社団法人 長野県警備業協会 | H28.1.25 | |
| 12 | 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定 | 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部 | H29.1.20 | |
| 13 | 災害時における指定避難所に関する防災協定 | 学校法人 聖啓学園 | H29.12.22 | |
| 14 | 災害時における福祉避難所等及び人的支援に関する協定 | 学校法人 佐久学園 | H30.2.16 | |
| 15 | 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定 | 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 | H30.2.16 | |